



【問合せ先】

第七管区海上保安本部
警備救難部 環境防災課
課長 横手 幹雄
TEL 093-321-2931 (内線 3310)

令和 6 年 3 月 27 日
第七管区海上保安本部

令和 5 年 海洋汚染の現状

～私たちの共通の財産である青い海を守るために～

- ・ 海洋汚染の確認件数は 41 件で、昨年と比較し、油による海洋汚染は 4 件、油以外による海洋汚染は 7 件減少したものの、平成 26 年以降の 10 年間、毎年 40 件以上の海洋汚染が発生
- ・ 油による海洋汚染の原因として、海難によるものや不可抗力によるものもあるが、不注意や故意の人為的要因によるものも依然として発生
- ・ 油以外による海洋汚染の大半は、一般廃棄物や産業廃棄物の不法投棄によるもの
- ・ 不注意や故意の人為的要因による海洋汚染の根絶、海洋環境保全意識の高揚のため、様々な階層に応じた指導、啓発活動等の取組みを実施

第七管区海上保安本部が令和 5 年に管内において確認した海洋汚染の件数及び海洋環境保全にかかる指導・啓発活動の状況を別添資料のとおり取りまとめました。

令和 5 年において第七管区海上保安本部管内で確認された海洋汚染の確認件数は、41 件（前年比 11 件減）で、このうち、油によるものが 27 件（前年比 4 件減）、油以外によるものが 14 件（前年比 7 件減）で、2 年連続減少傾向であるものの、平成 26 年以降の 10 年間、毎年 40 件以上の海洋汚染が発生しています。

油による海洋汚染 27 件の主な排出源は船舶からで、20 件（前年比 7 件減）と 7 割以上を占めています。また、その原因は、作業中の取り扱い不注意（誤ったバルブ操作、不適切なタンク計測など）によるものが 11 件（前年比 5 件増）が多く、次いで、不可抗力によるもの 6 件（前年比 3 件減）、海難によるもの 3 件（前年比 6 件減）となっています。

油の違法排出（故意）によるものが 2 件（前年比 1 件減）であり、人為的要因によるものも依然として発生しています。

油以外による海洋汚染 14 件の主な原因は、陸上からの家庭ごみ等（一般廃棄物）や不要となった漁具等（産業廃棄物）の不法投棄であり、13 件（前年比 2 件減）が発生しています。なお、残る 1 件は事業所にて保管されていた原料（石灰石）が、大雨の影響により海上に流出したものです。

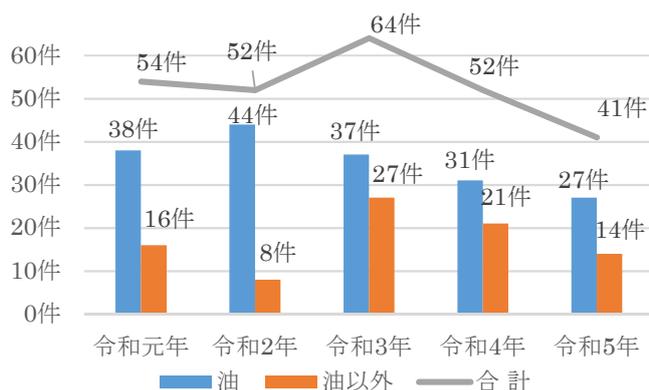
このような現状から、各海上保安部署では、海事関係者や漁業者に対して油等の排出防止に関する指導のほか、若年層に対する海洋環境保全教室の開催など、様々な階層に応じ、廃棄物や海洋プラスチックごみ等が海洋環境に与える影響に関する啓発活動を行い、不法投棄防止の呼びかけを実施しており、海上保安庁では引き続きこうした取組みを継続し、私たちの共通の財産である青い海を守ってまいります。

令和5年 海洋汚染の現状

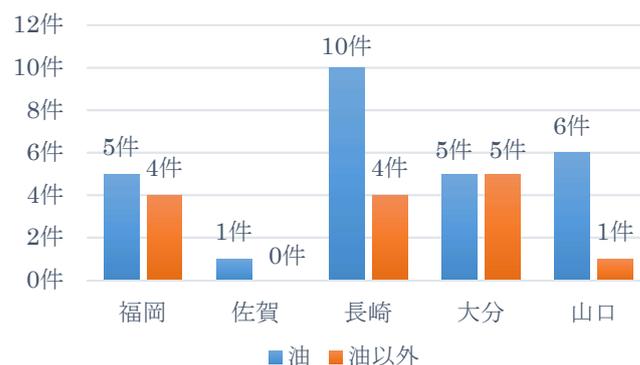
I 海洋汚染の確認状況

1. 海洋汚染確認件数

令和5年に第七管区海上保安本部管内で確認された海洋汚染の確認件数は41件（前年比11件減）で、油によるものが27件（前年比4件減）、油以外によるものが14件（前年比7件減）でした。確認県別では、長崎県が14件と最多でした。



海洋汚染確認件数の推移（過去5年）

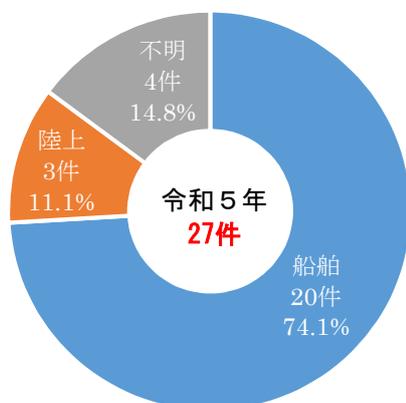


令和5年 海洋汚染確認件数（県別）
※第七管区海上保安本部の管轄区域に限ります

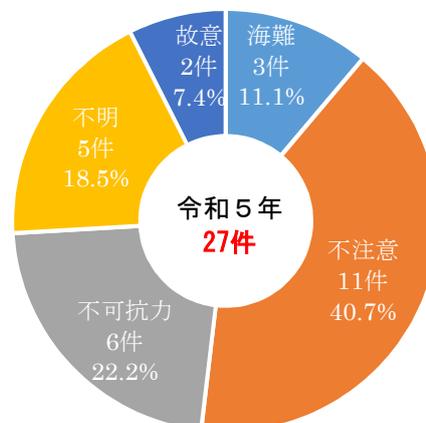
2. 油による海洋汚染

油による海洋汚染27件の主な排出源は船舶からで、20件（前年比7件減）と7割以上を占めています。この他、陸上施設等を排出源とするものが3件（前年比同数）、不明なものが4件（前年比3件増）発生しています。

また、その原因は、作業中の取り扱い不注意（誤ったバルブ操作、不適切なタンク計測など）によるものが11件（前年比5件増）が多く、次いで、不可抗力によるもの6件（前年比3件減）、海難によるもの3件（前年比6件減）となっています。油の違法排出（故意）によるものが2件（前年比1件減）であり、人為的要因によるものも依然として発生しています。



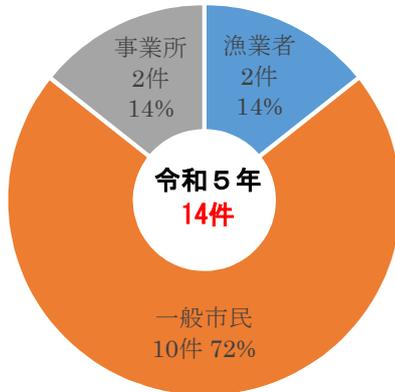
油による海洋汚染の排出源内訳



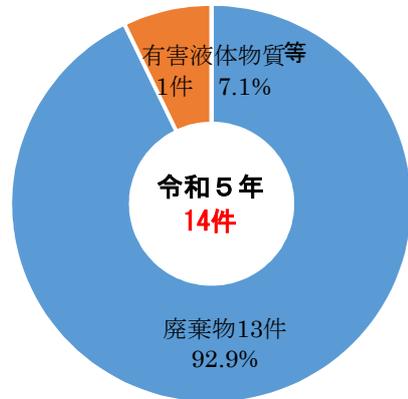
油による海洋汚染の原因内訳

3. 油以外による汚染

油以外による海洋汚染 14 件の主な原因は、陸上からの一般市民による家庭ごみ等（一般廃棄物）や漁業者による不要となった漁具等（産業廃棄物）の不法投棄であり、13 件（前年比 2 件減）が発生しました。次いで、有害液体物質や排水を工場等から排出したものが 1 件（前年比 5 件減）となっています。



油以外による海洋汚染の原因者の内訳

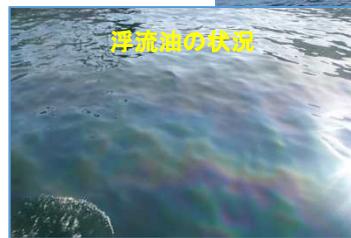


油以外による海洋汚染の内訳

4. 海洋汚染の事例

(1) 沈没船からの油流出

港内に係留中の曳船が沈没し、燃料油が海上に流出しました。オイルフェンスを設置するとともに、油吸着材による油の回収、当庁巡視艇による放水拡散等の油防除作業が実施され、船体調査の結果、船底に破口があり、同部からの浸水により沈没したことが判明しました。



(2) 廃棄物の不法投棄

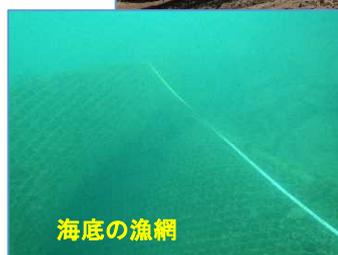
陸上から廃棄物を故意に不法投棄するもので、産業廃棄物である不要となった筏や漁網を漁業者が投棄するケースや、日常生活で生じた家庭ごみ等の一般廃棄物を一般市民が投棄するケースが増加しています。



<一般廃棄物の不法投棄>



<漁網の不法投棄>



II 海洋環境保全指導・啓発活動の取組み状況

各海上保安部署では、海洋環境保全に関する意識の高揚を図るため、海事関係者や漁業者等を対象とした油の排出防止及び廃棄物の適正処理等に関する指導並びに海洋環境保全講習会の開催を行うとともに、若年層を対象とした海洋環境保全教室の開催等、各種啓発活動を実施しました。

1. 訪船指導・訪問指導

訪船指導として、250隻の貨物船や漁船を訪船し、ポスターやリーフレットを提示しつつ、初歩的ミスによる油の排出防止指導を実施しました。このほか116カ所の漁協や事業所を訪問し、廃棄物の適正処理等に関する指導を実施しました。



漁船乗組員に対する訪船指導

2. 海洋環境保全講習会、海洋環境保全教室等

海事関係者を対象とした海洋環境保全講習会を2回（参加者数37名）開催し、油・廃棄物の排出防止等について啓発活動を実施しました。また、幼稚園児や小学生を対象とした海洋環境保全教室を令和5年は31回（参加者数1,250名）開催し、中には幼稚園児に楽しんでもらえる紙芝居等を通じて海洋環境保全についての啓発活動を実施しました。このほか、地元ラジオ番組及びケーブルTVに出演しての啓発活動や集客が見込まれる施設での大型電光掲示板を活用した啓発活動を実施しました。



海事関係者への海洋環境保全講習会



幼稚園児に対する海洋環境保全教室



ケーブルテレビに出演しての啓発活動

3. 海上保安庁図画コンクールの開催

将来を担う小中学生の子供たちに「美しい海」の必要性を考えてもらうとともに将来に渡り美しい海を残していくため、海洋環境保全思想の普及啓発を図ることを目的として、「第24回未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」を開催しました。



令和5年 第七管区海上保安本部長賞 小学生低学年の部
五島市立緑丘小学校（2年）久原 葉南（くはら はな）さん

Ⅲ 今後の取組み

令和5年の海洋汚染の確認件数は、2年連続で減少したものの、平成26年以降の10年間、毎年40件以上の海洋汚染が発生している現状を踏まえ、引き続き不注意や故意の人為的要因による海洋汚染の根絶及び海洋環境保全意識の高揚を図るため、次のとおり活動を展開します。

1. 油及び有害液体物質による海洋汚染について

油及び有害液体物質による海洋汚染については、海事関係者や漁業者に対して海洋環境保全講習会を開催するとともに、訪船・訪問指導を実施し、不注意による排出の防止等について指導を行います。

2. 廃棄物による海洋汚染について

廃棄物による海洋汚染については、一般市民や漁業者による廃棄物の不法投棄が後を絶たない状況であることから、一般市民や若年層に対しては、海洋環境保全教室の開催、漂着ごみ分類調査等を通じ、海洋汚染の現状周知や、近年の課題となっている海洋プラスチックごみが海洋環境に与える影響などについての啓発活動を行い、不法投棄防止の呼びかけを継続します。

また、海事関係者や漁業者に対しては、講習会や訪船指導等を通じ、不法投棄防止に関する遵法精神の高揚を図ります。